

平成30年第3回下仁田町議会定例会会議録第2号（6日）						
招集年月日	平成30年9月4日					
招集の場所	下 仁 田 町 議 会 議 場					
開閉会日時	開 会	平成30年 9月 4日午前10時00分			議 長	堀 口 博 志
及 び 宣 言	閉 会	平成30年 9月 14日午前10時29分			議 長	堀 口 博 志
応（不応）招議員	議席番号	氏 名	出席等の別	議席番号	氏 名	出席等の別
及び出席並びに	1	小 須 田 肇	○	7	佐 藤 勇 二	○
欠 席 議 員	2	岡 田 邦 敏	○	8	千 野 榮 治	○
出席 12名	3	永 井 正 之	○	9	島 崎 紘 一	○
欠席 名	4	木 暮 弘 元	○	10	堀 口 博 志	○
欠員 名	5	岩 崎 正 春	○	11	岡 田 武 二	○
凡 例	6	佐 藤 博	○	12	佐 藤 公 夫	○
○ 出席を示す						
△ 欠席を示す						
× 不応招示す						
会議録署名議員	2番	岡 田 邦 敏	3番	永 井 正 之		
職務のため議場に出席したものの氏名	事 務 局 長	樋 口 令 子		書 記	佐 藤 里 奈	
地方自治法 第121条に より説明のた め出席した者 の氏名	町 長	原 秀 男		保 健 環 境 課 長	岩 井 収	
	教 育 長	茂 木 学		農 林 課 長	佐 藤 正 明	
	町 長 公 室 長	神 戸 宏		商 工 観 光 課 長	岡 野 均	
	総 務 課 長	浅 川 幸 則		建 設 ガ ス 水 道 課 長	林 光 一	
	地 域 創 生 課 長	猪 野 馨		教 育 課 長	大 小 原 敏 江	
	住 民 税 務 課 長	林 通 典				
	会 計 課 長	(住民税務課長兼務)				
	福 祉 保 険 課 長	岡 田 恵 子				

議 事 日 程 別紙のとおり

会 議 に 付 し た 議 件

- 1 報告第5号 議員派遣の件
- 報告第6号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 報告第7号 平成29年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について
- 報告第8号 有限会社産業開発しもにた経営状況の報告について
- 2 第52号議案 下仁田町等公平委員会委員の選任について
- 3 第53号議案 教育委員会委員の任命について
- 4 第54号議案 下仁田町税条例等の一部を改正する条例
- 5 第55号議案 下仁田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 6 第56号議案 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書
- 7 第57号議案 平成30年度下仁田町一般会計補正予算（第2号）
- 第58号議案 平成30年度下仁田町国民健康保険特別会計予算補正予算（第1号）
- 第59号議案 平成30年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第60号議案 平成30年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第61号議案 平成30年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 第62号議案 平成30年度下仁田町水道事業会計補正予算（第1号）
- 8 第63号議案 平成29年度下仁田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第64号議案 平成29年度下仁田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第65号議案 平成29年度下仁田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第66号議案 平成29年度下仁田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第67号議案 平成29年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第68号議案 平成29年度下仁田町水道事業会計決算認定について
- 第69号議案 平成29年度下仁田町ガス事業会計決算認定について

会 議 の 経 過

開 会 平成30年9月6日 午前10時00分

○議長 堀口博志 これから、本日の会議を開きます。

○議長 堀口博志 日程第1、報告第5号 議員派遣の件、会議規則第129条第1項の規定により、お手元に配付いたしましたとおり閉会中に議員派遣がありましたので報告いたします。

○議長 堀口博志 次に、報告第6号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてを総務課長に報告を求めます。総務課長
(浅川幸則総務課長 登壇)

○総務課長 浅川幸則 命によりまして、報告第6号を朗読し、ご報告申し上げます。

報告第6号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、平成29年度決算における健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて次のとおり報告します。

記、実質赤字比率、数値なし。連結実質赤字比率、数値なし。実質公債費比率9.2%。将来負担比率66.4%。括弧内は早期健全化基準比率でございます。いずれの数値も早期健全化基準比率以内でございます。

平成30年9月4日提出、下仁田町長 原秀男。

以上、ご報告申し上げます。

○議長 堀口博志 次に、報告第7号 平成29年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告についてを、建設ガス水道課長に報告を求めます。建設ガス水道課長

(林光一建設ガス水道課長 登壇)

○建設ガス水道課長 林光一 命によりまして、報告第7号を朗読し、ご報告申し上げます。

報告第7号 平成29年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成29年度における公営企業資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて次のとおり報告します。

記、特別会計の名称、水道事業会計、ガス事業会計、浄化槽整備事業特別

会計、いずれの会計におきましても資金不足の状態ではございませんので、資金不足比率の欄には数値が記載されておりません。

平成30年9月4日提出、下仁田町長 原秀男。

以上、報告させていただきます。

○議長 堀口博志 次に、報告第8号 有限会社産業開発しもにた経営状況の報告についてを商工観光課長に報告を求めます。商工観光課長
(岡野均商工観光課長 登壇)

○商工観光課長 岡野均 命によりまして、報告第8号を朗読し、ご報告申し上げます。

報告第8号 有限会社産業開発しもにた経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、有限会社産業開発しもにたの経営状況を別紙のとおり報告する。

平成30年9月4日提出、下仁田町長 原秀男。

なお、添付書類の有限会社産業開発しもにた決算報告書第16期についてですが、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、説明を省略させていただきます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長 堀口博志 以上で、報告は終わりました。

○議長 堀口博志 次に、日程第2、第52号議案 下仁田町等公平委員会委員の選任についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長
(浅川幸則総務課長 登壇)

○総務課長 浅川幸則 命によりまして、第52号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第52号議案 下仁田町等公平委員会委員の選任について、下記の者を、下仁田町等公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の第2項の規定により議会の同意を求める。

記、住所、[REDACTED]、氏名、大澤薫、[REDACTED]

[REDACTED]。

平成30年9月4日提出、下仁田町長 原秀男。

提案理由につきましては、大澤薫氏が、平成30年9月30日をもって任期満了となるためでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、採決いたします。第５２号議案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 堀口博志 異議ないものと認めます。

よって、第５２号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長 堀口博志 次に、日程第３、第５３号議案 教育委員会委員の任命についてを議題とし、提案理由の説明を教育課長に求めます。教育課長

（大小原敏江教育課長 登壇）

○教育課長 大小原敏江 命によりまして、第５３号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第５３号議案 教育委員会委員の任命について、下記の者を下仁田町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により議会の議決を求める。

記、住所、XXXXXXXXXX、氏名、長井由美子、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX。任期、平成３０年１０月１日から平成３４年９月３０日まで。

平成３０年９月４日提出、下仁田町長 原秀男。

提案理由でございます。

教育委員会委員、工藤貴弘氏の任期が、平成３０年９月３０日に満了となるためでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、採決いたします。第５３号議案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 堀口博志 ご異議ないものと認めます。

よって、第５３号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長 堀口博志 次に、日程第４、第５４号議案 下仁田町税条例等の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を住民税務課長に求めます。住民税務課長

（林通典住民税務課長 登壇）

○住民税務課長 林通典 命によりまして、第５４号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第54号議案 下仁田町税条例等の一部を改正する条例、第1条、下仁田町税条例の一部を次のように改正する。

以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げましたので、説明は省略させていただきます。

6ページをお願いいたします。

附則、施行期日、第1条、この条例は平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

以降につきましては、説明を省略させていただきます。

13ページをお願いいたします。

平成30年9月4日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して、討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第54号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 堀口博志 挙手全員です。

よって、第54号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 堀口博志 次に、日程第5、第55号議案 下仁田町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を福祉保険課長に求めます。福祉保険課長

(岡田恵子福祉保険課長 登壇)

○福祉保険課長 岡田恵子 命によりまして、第55号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第55号議案 下仁田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、下仁田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号中、学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者を教育職員

免許法第4条に規定する免許証を有する者に改める。第10条第3項に次の1号を加える。第10号、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、町長が適当と認めた者。

附則、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

平成30年9月4日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第55号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 堀口博志 挙手全員です。

よって、第55号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 堀口博志 次に、日程第6、議案第56号 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書を議題といたします。

議会事務局長に朗読させます。議会事務局長

(樋口令子議会事務局長 登壇)

○議会事務局長 樋口令子 命によりまして、議案第56号を朗読いたします。

議案第56号 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書、上記の議案を別紙のとおり下仁田町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

平成30年9月4日提出、下仁田町議会議長 堀口博志様。

提出者、下仁田町議会議員 佐藤勇二。賛成者、同 千野榮治、岩崎正春、岡田邦敏、佐藤公夫、佐藤博、小須田肇、木暮博元、岡田武二、永井正之、島崎紘一。

別紙をごらんください。

群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書。

群馬大学医学部附属病院では、腹腔鏡手術を受けた患者が死亡する一連の医療事故が判明し、平成27年6月、特定機能病院の承認を取り消されたが、

事故の判明以来、診療体制の見直しや安全管理体制の整備、病院開設者である群馬大学を挙げたガバナンスの強化などさまざまな改革を徹底して進めている。こうした再発防止のための取り組みの実績は、外部委員で構成される病院監査委員会においても高く評価されており、これらの実績等を踏まえ、本年５月３１日に厚生労働大臣宛て特定機能病院の再承認の申請を行ったところである。

群大病院は、難治性疾患を含むさまざまな症例の患者を受け入れ、最先端の高度医療を提供してきたが、特定機能病院としての取り扱いがなされないことは、同病院の高度医療技術の研究開発や人材育成機能にも支障を来している。また、このような状況は、若手医師に対する不安感や求心力低下を招き、臨床研修医の採用数が大きく減少するなど極めて厳しい状況を生じさせているところである。

群大病院に本来期待される高度医療の提供や医師の養成や確保という役割をこのまま十分に果たすことができない場合には、住民から必要な医療を受ける機会を奪い、地域医療の崩壊につながりかねない。

については、住民の安全で安心できる暮らしを維持確保するために、国においては群大病院について特定機能病院として早期の再承認を実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成３０年９月４日、群馬県甘楽郡下仁田町議会議長 堀口博志。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官宛て。

以上でございます。

○議長 堀口博志 朗読が終わりましたので、本案に対する質疑に入ります。
質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。
討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
議案第５６号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手全員）

○議長 堀口博志 挙手全員です。
よって、議案第５６号は原案のとおり可決されました。

○議長 堀口博志 次に、日程第7、第57号議案から第62号議案までの各議案を一括議題といたします。

まず、第57号議案 平成30年度下仁田町一般会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

（浅川幸則総務課長 登壇）

○総務課長 浅川幸則 命によりまして、第57号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第57号議案 平成30年度下仁田町一般会計補正予算（第2号）、平成30年度下仁田町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,440万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億2,400万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条地方債の変更は、第2表、地方債補正による。

平成30年9月4日提出、下仁田町長 原秀男。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。初めに歳入でございます。9款地方特例交付金57万5,000円、10款地方交付税6,122万1,000円、14款国庫支出金5,105万円、15款県支出金115万6,000円、18款繰入金5,779万7,000円の減、19款繰越金2,634万1,000円、20款諸収入2,196万2,000円、21款町債1,010万円の減、歳入合計48億2,959万2,000円に9,440万8,000円を追加し、49億2,400万円としたいとするものでございます。

3ページに移りまして、歳出でございます。1款議会費86万3,000円の減、2款総務費8,251万5,000円、3款民生費79万8,000円、4款衛生費817万8,000円の減、6款農林水産業費548万8,000円、7款商工費5万1,000円、8款土木費4万3,000円の減、9款消防費358万1,000円、10款教育費107万9,000円。

4ページに移りまして、11款災害復旧費998万円、歳出合計48億2,959万2,000円に9,440万8,000円を追加し、49億

2, 400万円としたいとしますのでございます。

5ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正追加でございます。起債の目的は、災害復旧事業で限度額320万円、防災対策事業で限度額1,990万円を追加したいとしますのでございます。限度額の計は2,310万円。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

次に、変更でございます。記載の目的は過疎対策事業で2億6,470万円から1,790万円を減額し、2億4,680万円に。全国防災事業は、1,990万円を減額し、ゼロ。臨時財政対策債限度額1億4,300万円に460万円を追加し、1億4,760万円としたいとしますのでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じで起債のとおりでございます。また、限度額の計は、歳入21款町債の予定額と一致しております。

6ページの歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては、説明を省略させていただきます。また、8ページの2の歳入及び11ページの3の歳出以降につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略をさせていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 堀口博志 次に、第58号議案 平成30年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、第59号議案 平成30年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）及び第60号議案 平成30年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を福祉保険課長に求めます。福祉保険課長

（岡田恵子福祉保険課長 登壇）

○福祉保険課長 岡田恵子 命によりまして、第58号議案から第60号議案までを朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第58号議案 平成30年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、平成30年度下仁田町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,360万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,895万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

平成30年9月4日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。6款繰入金1,196万5,000円、7款繰越金163万5,000円、歳入合計10億535万円に1,360万円を追加し、10億1,895万円としたいとしますものでございます。

次に、歳出でございます。1款総務費17万7,000円、8款諸支出金1,342万3,000円、歳出合計10億535万円に1,360万円を追加し、10億1,895万円としたいとしますものでございます。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては省略させていただきます。5ページ、2の歳入、6ページ、3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので省略させていただきます。

次に、59号議案をお願いいたします。

第59号議案 平成30年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、平成30年度下仁田町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,446万5,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

平成30年9月4日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。1款後期高齢者医療保険料33万3,000円、3款繰入金98万8,000円の減、4款繰越金98万8,000円、歳入合計1億4,413万2,000円に33万3,000円を追加し、1億4,446万5,000円としたいとしますものでございます。

次に、歳出でございます。3款後期高齢者医療広域連合納付金33万3,000円、歳出合計1億4,413万2,000円に33万3,000円を追加し、1億4,446万5,000円としたいとしますものでございま

す。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては省略させていただきます。4ページ、2の歳入、3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、こちらも省略させていただきます。

次に、第60号議案をお願いいたします。

第60号議案 平成30年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第1号）、平成30年度下仁田町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,255万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,021万3,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

平成30年9月4日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。3款国庫支出金75万6,000円、4款支払基金交付金90万3,000円、7款繰入金144万円の減、8款繰越金2,233万7,000円、歳入合計12億6,765万7,000円に2,255万6,000円を追加し、12億9,021万3,000円としたいものとするものでございます。

次に、歳出でございます。1款総務費151万2,000円、7款諸支出金2,104万4,000円、歳出合計12億6,765万7,000円に2,255万6,000円を追加し、12億9,021万3,000円としたいものとするものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては省略させていただきます。5ページ、2の歳入、6ページ、3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、こちらも省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくをお願いいたします。

○議長 堀口博志 次に、第61号議案 平成30年度下仁田町浄化槽整備事業特

別会計補正予算（第１号）、第６２号議案 平成３０年度下仁田町水道事業会計補正予算（第１号）について提案理由の説明を建設ガス水道課長に求めます。建設ガス水道課長

（林光一建設ガス水道課長 登壇）

○建設ガス水道課長 林光一 命によりまして、第６１号議案、第６２号議案をご提案、ご説明申し上げます。

第６１号議案 平成３０年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第１号）、平成３０年度下仁田町の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ４１万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８，５５１万９，０００円とする。第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正による。

平成３０年９月４日提出、下仁田町長 原秀男。

２ページをお願いいたします。

第１表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。歳入、６款繰入金４１万８，０００円、歳入合計８，５１０万１，０００円に４１万８，０００円を追加し、８，５５１万９，０００円としたいとするものでございます。

次に、歳出です。１款浄化槽事業費４１万８，０００円、歳出合計８，５１０万１，０００円に４１万８，０００円を追加し、８，５５１万９，０００円としたいとするものでございます。

３ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。１の総括につきましては省略させていただきます。

なお、５ページ、２の歳入、３の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略させていただきます。

次に、第６２号議案をお願いいたします。

第６２号議案 平成３０年度下仁田町水道事業会計補正予算（第１号）、総則第１条、平成３０年度下仁田町水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。収益的収入及び支出、第２条、平成３０年度下仁田町水道事業会計予算第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げます。

なお、款の区分のみ申し上げます。

支出、第1款水道事業費用2億6,232万5,000円、565万円の減、2億5,667万5,000円。議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改める。科目、職員給与費、既決予定額4,341万2,000円、補正予定額503万7,000円の減、計3,837万5,000円。

平成30年9月4日提出、下仁田町長 原秀男。

2ページの実施計画以降につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 堀口博志 提案説明が終わりましたので、第57号議案から第62号議案に対する質疑に入ります。

質疑に際しましては、会計名とページ数を申し述べていただきますよう、あらかじめお願いをいたします。

それでは、質疑をお願いいたします。島崎紘一君

○9番 島崎紘一 57号議案、一般会計補正予算をお願いします。

12ページの6目の企画費、この件については、昨年も1件申請があって、29年度繰越明許で30年度に交付したわけですがけれども、そのとき同額の4,000万円ですがけれども、一般財源なしで全額補助とそういうこととなっておりましたけれども、今回の補正を見ますと1,340万が一般財源ということですが、この差についてはどういうことがあったのか、説明をお願いします。

○議長 堀口博志 地域創生課長

○地域創生課長 猪野馨 島崎議員のご質問にお答えいたします。

同じ4,000万円という支出になっているわけですが、その内容の差ということでございます。

昨年度の事業につきましては、先進的な事例ということで、特に学校と共同して開発するといったことが前年度の先進的な事例の要件でした。今回は、それが外れております。今回のところはそういった先進的な事例には該当いたしませんので、実施いたします各市町村につきましても、一定の割合で補助が来て、自主財源を出すことになっております。その自主財源の持ち分につきましては、その市町村の財政力指数によって区分されているところでございますが、今回、下仁田町が課せられているものにつきましては、財政力指数により3分の1を負担するといった内容になっているために、今回はこの内容になっているところでございます。

なお、ちょっと補足になりますが、今回、今年度、第3回までの決定が行われました。合計で11件が国では採択されております。そのうち10分の10の補助につきましては、2件といった結果でございます。

以上です。

○議長 堀口博志 島崎紘一君

○9番 島崎紘一 29年度は、その辺のところで相当手続上あるいは申請上で担当課で努力をしたと、業者も含めてですけれども。という中で、やはり遅れたために、やむなく繰越明許をして、やったということを伺っておりますけれども、今回はそういった努力はなかったんですか。申請の内容によって、その辺、業者と担当課で努力をして、何とかその先進的事例の枠に当てはまるような工夫はなかったのか。その辺のところを伺っておきます。

○議長 堀口博志 地域創生課長

○地域創生課長 猪野馨 お答えいたします。

今回の先進的事例ということは、全協でも若干ご説明をさせていただいたところがございますが、今回、この事業が先進的事業に該当すると思われるところは1点ございました。その内容につきましては、2020年のオリンピックあるいはパラリンピックで外国から来る多くのお客さん、それに対する対応ということがかなえば、これに該当するかという形で考えておりました。既に、この業者についての採択された内容につきましては、総務省のホームページ等で公開されているところがございます。

それにつきまして、まずこんにやく製品により今回開発するといった内容の一つといたしまして、外国人の方で肉を食べられない方にも対応ができる、そしてダイエットをしている方にも対応ができる肉用こんにやくの開発、この部分がこの2020年対応に該当させるように努力をし、作文も仕上げてきたわけでございますが、今回はこの部分が国の目にならず、通常の3分の1の持ち出しとなるという結果になりました。

以上です。

○議長 堀口博志 島崎紘一君

○9番 島崎紘一 次にもう一点、18ページをお願いします。

3目の観光費、諏訪神社前のトイレ新設関係事業が全てマイナス補正になっておりますけれども、この理由についてお伺いいたします。

○議長 堀口博志 商工観光課長

○商工観光課長 岡野均 お答えさせていただきます。

さきの7月の議会全員協議会でもご報告させていただきました。まず、こ

の経過なんですけれども、諏訪神社前のトイレでございますが、昨年7月に4団体から要望が提出されました。その後、8月の社会経済常任委員会協議会で協議していただき、採択され、今年度……

(発言する声あり)

○商工観光課長 岡野均 はい、今年度、事業実施に向けて進めてきたところでございます。

しかしながら、2つの理由により今年度の事業の実施を見送りたいというものでございます。

1つ目の理由につきましては、財源でございます。このトイレの建設費につきましては予算書にありますように、1,944万円を予算計上しております。その財源といたしましては、群馬県の千客万来補助事業でございます。こちらが500万円、残りが1,444万円を過疎対策事業で措置することを見込んでございましたけれども、今年度の県の千客万来事業につきましては、国の地方創生推進交付金を財源としているため、自主財源、補助裏を他の国庫補助金であるとか交付金または過疎債等の充当ができないということで、県のほうからこのことについては、補助金については採択がされませんでした。

もう一点につきましては、要望書を採択していただくときにトイレの管理、清掃管理については、要望団体でお願いしたいというようなご意見がございました。要望団体にその旨を伝えたところ、管理のほうは難しいと、町でお願いしたいというような回答でございました。このような以上のことを現状を勘案しまして、今回、今年度の実施の事業については、見送りさせていただきたいという形で今回、補正の減の予算を計上させていただいたところでございます。

○議長 堀口博志 島崎紘一君

○9番 島崎紘一 財源の問題ということですが、当初予算で決めたものを半年たったこの9月にゼロ査定する、ちょっと乱暴かな。この千客万来事業についても、2次募集があるような情報も入っているわけですし、2次募集があれば、今ここで全て白紙に戻してゼロ、マイナスにすると申請できないような状況をつくってしまっていることなんで、その辺、どう考えているか。

○議長 堀口博志 商工観光課長

○商工観光課長 岡野均 お答えします。

千客万来事業の2次募集が群馬県発出で、30年6月15日付発出で文書で来ております。その中で、2次募集をかけた中で協議した中で過疎債、千

客万来事業については、過疎債が全て充当されているということで、ちょっと採択にはできないというご回答でございました。

○議長 堀口博志 島崎紘一君

○9番 島崎紘一 その辺、何で財源更正の見直しをしなかったのか。要するに、千客万来事業に対して指摘事項があるのであれば、やはり財源見直しをして、今ここでマイナス補正するのは、いささか早過ぎるとこういうふうに考えているわけですが、その辺はどう努力されたんですか。

○議長 堀口博志 商工観光課長

○商工観光課長 岡野均 千客万来事業が採択という形になりますと、その財源としますのは、やはり一般財源または過疎債の充当という形になりますけれども、過疎債につきましては、まだ枠等が完全にそこに500万の充当ができるかどうかということが不確定でございます。でして、今回管理のほうも含めて総合的に勘案して、今回の補正の減額とさせていただいたところでございます。

○議長 堀口博志 島崎紘一君

○9番 島崎紘一 どうもその辺が納得できない部分があるわけで、やはり4団体がまとまって要望書を出したと。当然、町長宛てと議長宛てに来て、所管の委員会でも協議をして、可決にしたわけだから、やはり少なくともこの時点でマイナス補正にするということは、住民の間でこれは白紙に戻したんじゃないかと。諏訪神社前のトイレ計画はまるっきりなしになったと、そういう印象を与えざるを得ねえし、現にそういう意見も出ているわけで、この辺の住民に対する説明をどうしているんですか。

○議長 堀口博志 商工観光課長

○商工観光課長 岡野均 お答え申し上げます。

さきの7月の全員協議会で、この件についてご報告させていただきました。その後、要望団体4団体でございます。仲町区、商工会、そして商業協同組合、そして観光協会、その4団体の代表者の方にはこの旨をご連絡し、一応ご理解はいただいております。

○議長 堀口博志 島崎紘一君

○9番 島崎紘一 本当にご理解いただいているのかな。どういう対応したんだ、文書でもらったのかな。

○議長 堀口博志 商工観光課長

○商工観光課長 岡野均 3名の方はお会いして、1名の方は電話という形でございます。

○議長 堀口博志 島崎紘一君

○9番 島崎紘一 電話でということは、どういうこと。こういうことになりましたからって一方的にマイナス補正しますからという、そういう姿勢で報告したんじゃないのかな。

○議長 堀口博志 商工観光課長

○商工観光課長 岡野均 連絡の内容とすれば、県の千客万来補助事業500万円が採択ができなかったという部分と、もう一点、施設の管理の関係で今年度はちょっと調整がつかないという部分で、今年度の事業は見合わせたいというような形でご連絡はさせていただきました。

○議長 堀口博志 島崎紘一君

○9番 島崎紘一 公衆トイレは、今度の出てくる決算にもあるけれども、それぞれの所管である神津牧場にしても、仲町の公衆トイレにしても、山際にしても、青岩のところにしても、全て公衆トイレというのは町が、要するに管理をして、しかるべき諏訪神社になり、近所の人に委託をして、清掃をされているわけで、この諏訪神社のトイレだけは申請する団体にお任せしますよと、そういう乱暴な政策そのものが問題であって、三十何カ所、もっとあると思いますけれども、その辺の公衆トイレ、全てそういうふうならいいけれども、やはり公衆というところは不特定多数の人が利用するところだから、やはりこれは当然浄化槽の管理にしても清掃にしても、町が負担をして、しかるべき民間の人に委託をするなり、それが誠意だと思うんで、この辺の公衆トイレの管理運営に関する規程はあるんですか、ないんですか。

○議長 堀口博志 商工観光課長

○商工観光課長 岡野均 トイレの管理運営に関する統一された規程というのはございません。

○議長 堀口博志 島崎紘一君

○9番 島崎紘一 一部の中から管理は申請団体に任せると、そういう意見が出れば任せますよ、受け皿がなければ公衆トイレはやめますよと。それではまことに政策として一貫性がないし、やはり公衆トイレの管理運営に関する規程はきちんと設けて、担当課が違った分でも一つの基準として、やはり設ける必要があるんだと思いますけれども、この辺、総務課長はどう考えますか。

(「ちょっと休憩を」の声あり)

○議長 堀口博志 暫時休憩をします。

休 憩 午前10時56分

再 開 午前11時13分

○議長 堀口博志 休憩を解いて再開いたします。

商工観光課長

○商工観光課長 岡野均 先ほどの島崎議員さんのご質問の中で、今回のトイレを建設するに当たっての管理のことでございます。この部分につきましては、昨年8月の社会経済委員会協議会の中で要望書を採択するに当たりまして、管理については関係団体でというようなご意見がございまして、それを受けたもので、今回このような形で補正のほうの減をさせていただいているところでもあります。

また、財源につきましては、千客万来事業のその後の充当できる財源自体は、過疎債というのが充当できないというようなことで、今回この部分については減額という形で計上させていただいているところでございます。

○議長 堀口博志 総務課長

○総務課長 浅川幸則 先ほどの統一的な管理規程ということでございますが、公衆トイレにつきましては、関係する課が幾つかございますので、関係課と協議して、統一的な基準を検討していきたいと考えております。

○議長 堀口博志 島崎紘一君

○9番 島崎紘一 先ほどの課長の担当課の説明だけれども、審議の途中でそういう意見が出たから、それを取り上げるというのは、これは乱暴な話で、意見はいろいろ出て、最終的な結論として採択したわけだから。管理に対しては意見が出たけれども、機関決定しているわけじゃねえんだから。それで、そういう意見が出たから、私も昨年は、今、管理運営に関する規程はどうかと、そういうことを前課長にも言って、検討しますと、こういうことになっていたわけだけれども、今総務課長の答弁のとおり、早急にその辺ははっきりとして納得できるような一つの基準を設けていただきたい。そういうことで、もう半年たっても、まだこれから検討するということは非常に残念なことでありますけれども、そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

それで、このトイレの計画については、白紙に戻すのか、予算の構築がまだできないから、今の時点ではマイナス補正にしておくけれども、予算のめどがつけば、これは生きていくのか、その辺、町長に伺います。この辺はどうですかね。

○議長 堀口博志 町長

○町長 原秀男 今言ったように、計画は生きております。

○議長 堀口博志 島崎紘一君

○9番 島崎紘一 そうすれば、しかるべき時期に、また財源の見通しがつけば計

画をすると、そういう理解でいいわけですね。また、聞かれたらそういう説明を、私も町民にしておきますけれども、それでよろしいんですね。

○議長 堀口博志 町長

○町長 原秀男 はい、そういう方向で進めたいと思っております。

○議長 堀口博志 ほかに質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して、第57号議案から第62号議案の6議案につきましては、予算決算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 堀口博志 ご異議ないものと認め、予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時17分

再 開 午前11時18分

○議長 堀口博志 休憩を解いて再開いたします。

○議長 堀口博志 次に、日程第8、第63号議案から第69号議案までの各議案を一括議題といたします。

まず、第63号議案 平成29年度下仁田町一般会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(浅川幸則総務課長 登壇)

○総務課長 浅川幸則 命によりまして、第63号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

第63号議案 平成29年度下仁田町一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度下仁田町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

次のページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。款の区分と収入済額を申し上げます。

平成29年度下仁田町一般会計歳入歳出決算書。初めに、歳入でございます。款の区分と収入済額を申し上げます。

1 款町税 8 億 5, 7 4 2 万 4, 8 9 0 円、2 款地方譲与税 5, 1 1 9 万 1, 0 0 0 円、3 款利子割交付金 1 2 7 万 3, 0 0 0 円、4 款配当割交付金

3 4 9 万 7, 0 0 0 円、5 款株式等譲渡所得割交付金 3 5 5 万 4, 0 0 0 円、6 款地方消費税交付金 1 億 3, 6 2 4 万 6, 0 0 0 円、7 款ゴルフ場利用税交付金 1, 2 1 9 万 3, 2 3 0 円、8 款自動車取得税交付金 1, 5 7 5 万 4, 0 0 0 円、9 款地方特例交付金 1 0 7 万 3, 0 0 0 円、1 0 款地方交付税 2 2 億 8, 0 7 7 万円、1 1 款交通安全対策特別交付金 1 3 0 万 1, 0 0 0 円、1 2 款分担金及び負担金 3, 3 2 9 万 3, 6 2 0 円、1 3 款使用料及び手数料 3, 7 0 2 万 6, 2 0 0 円、1 4 款国庫支出金 5 億 5, 6 0 3 万 7, 9 6 9 円。

次のページに移りまして、1 5 款県支出金 3 億 4 2 万 9, 9 1 9 円、1 6 款財産収入 2 3 8 万 1 2 6 円、1 7 款寄附金 9, 3 1 2 万 5, 6 5 0 円、1 8 款繰入金 2 億 5, 0 4 3 万 8, 2 7 7 円、1 9 款繰越金 6, 1 4 1 万 3, 3 5 0 円、2 0 款諸収入 7, 0 2 5 万 2, 4 9 4 円、2 1 款町債 6 億 7, 0 7 0 万円、歳入合計、予算現額 5 7 億 3, 0 3 1 万 4, 0 0 0 円、収入済額 5 4 億 3, 9 3 7 万 4, 7 2 5 円でございます。

8 ページをお願いいたします。

歳出でございます。款の区分と支出済額を申し上げます。1 款議会費 7, 6 0 8 万 1, 2 4 3 円、2 款総務費 8 億 6, 3 4 7 万 6, 2 1 7 円、3 款民生費、1 1 億 1, 5 0 8 万 2, 6 2 5 円、4 款衛生費 8 億 4, 1 4 2 万 2, 5 8 9 円、5 款労働費 2 0 6 万 9, 2 0 0 円、6 款農林水産業費 2 億 2, 3 9 1 万 7, 6 1 7 円、7 款商工費 6 億 7 3 9 万 5, 7 2 4 円、8 款土木費 3 億 2, 7 2 4 万 1, 0 6 6 円、9 款消防費 2 億 6, 1 8 9 万 1, 7 2 5 円、1 0 款教育費 4 億 4, 8 2 3 万 4, 3 9 0 円。

次のページをお願いいたします。

1 1 款災害復旧費、支出はございませんでした。1 2 款公債費 6 億 2, 5 7 9 万 2, 4 4 7 円、1 3 款諸支出金 8 1 万 1 9 3 円、1 4 款予備費、支出はございませんでした。歳出合計、予算現額 5 7 億 3, 0 3 1 万 4, 0 0 0 円、支出済額の合計は 5 3 億 9, 3 4 1 万 5, 0 3 6 円でございます。歳入歳出差引残額 4, 5 9 5 万 9, 6 8 9 円。

平成 3 0 年 9 月 4 日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページの、平成 2 9 年度下仁田町一般会計歳入歳出決算事項別明細書につきましては、さきの全員協議会でご説明をさせていただきましたので省略をさせていただきます。

続きまして、1 6 4 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。一般会計の表中区分を申し上げます。

1、歳入総額54億3,937万4,725円、2、歳出総額53億9,341万5,036円、3、歳入歳出差引額4,595万9,689円、4、翌年度に繰り越しすべき財源、(2)繰越明許費繰越額1,961万7,000円、5、実質収支額2,634万2,689円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 堀口博志 次に、第64号議案 平成29年度下仁田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、第65号議案 平成29年度下仁田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について及び第66号議案 平成29年度下仁田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由の説明を福祉保険課長に求めます。福祉保険課長

(岡田恵子福祉保険課長 登壇)

○福祉保険課長 岡田恵子 命によりまして、第64号議案から第66号議案までを朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

165ページをお願いいたします。

第64号議案 平成29年度下仁田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度下仁田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

次のページをお願いいたします。

平成29年度下仁田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、初めに歳入でございますが、款の区分と収入済額を申し上げます。1款国民健康保険税1億8,913万6,101円、2款使用料及び手数料7万6,000円、3款国庫支出金2億3,073万3,831円、4款療養給付費交付金2,400万6,000円、5款前期高齢者交付金3億767万6,457円、6款県支出金6,183万8,188円、7款共同事業交付金2億4,830万9,421円、8款財産収入891円、9款繰入金7,181万7,037円、10款繰越金237万5,900円、11款諸収入170万1,662円、歳入合計11億3,767万1,488円でございます。

次のページをお願いいたします。

次に歳出でございますが、款の区分と支出済額を申し上げます。1款総務費657万5,733円、2款保険給付費6億9,180万792円、3款後期高齢者支援金等1億1,622万1,465円、4款前期高齢者納付金等45万1,243円、5款老人保健拠出金3,586円、6款介護給付

金4, 963万2, 730円、7款共同事業拠出金2億5, 380万6, 898円、8款保健事業費1, 108万4, 536円、9款基金積立金891円、10款公債費、支出はございません。11款諸支出金645万7, 179円、12款予備費、支出はございません。

次のページ、お願いいたします。

歳出合計11億3, 603万5, 053円でございます。歳入歳出差引残額163万6, 435円。

平成30年9月4日提出、下仁田町長 原秀男。

次の172ページから195ページまでの歳入歳出決算事項別明細書につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので省略させていただきます。

196ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。国民健康保険特別会計、1、歳入総額11億3, 767万1, 488円、2、歳出総額11億3, 603万5, 053円、3、歳入歳出差引額163万6, 435円、4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額163万6, 435円、6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金はございません。

197ページをお願いいたします。

次に、第65号議案 平成29年度下仁田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度下仁田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

次のページをお願いいたします。

平成29年度下仁田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、初めに歳入でございますが、款の区分と収入済額を申し上げます。1款後期高齢者医療保険料7, 638万1, 300円、2款使用料及び手数料1万1, 700円、3款繰入金5, 126万3, 034円、4款繰越金170万8, 270円、5款諸収入648万1, 053円、歳入合計1億3, 584万5, 357円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございますが、款の区分と支出済額を申し上げます。1款総務費169万9, 801円、2款保健事業費660万5, 501円、3款後期高齢者医療広域連合納付金1億2, 635万927円、4款諸支出金19万

9, 800円、5款公債費は支出はございません。6款予備費、支出はございません。歳出合計1億3, 485万6, 029円でございます。歳入歳出差引残額98万9, 328円。

平成30年9月4日提出、下仁田町長 原秀男。

次の202ページから209ページまでの歳入歳出決算事項別明細書につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので省略させていただきます。

210ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。後期高齢者医療特別会計、1、歳入総額1億3, 584万5, 357円、2、歳出総額1億3, 485万6, 029円、3、歳入歳出差引額98万9, 328円、4、翌年度へ繰り越しすべき財源はございません。5、実質収支額98万9, 328円、6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

211ページをお願いいたします。

第66号議案 平成29年度下仁田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度下仁田町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

次のページをお願いいたします。

平成29年度下仁田町介護保険特別会計歳入歳出決算書、初めに歳入でございますが、款の区分と収入済額を申し上げます。1款保険料2億4, 554万8, 820円、2款使用料及び手数料2万2, 200円、3款国庫支出金3億3, 857万4, 703円、4款支払基金交付金3億3, 425万940円、5款県支出金1億7, 922万9, 365円、6款財産収入3万4, 360円、7款繰入金1億6, 711万7, 800円、8款繰越金2, 375万2, 906円、9款諸収入565万1, 787円。歳入合計12億9, 418万2, 881円でございます。

次のページをお願いいたします。

次に歳出でございますが、款の区分と支出済額を申し上げます。1款総務費1, 375万202円、2款保険給付費11億6, 453万8, 126円、3款財政安定化基金拠出金、支出はございません。4款基金積立金1, 528万9, 000円、5款地域支援事業費4, 114万8, 466円、5款公債費は支出はございません。7款諸支出金2, 427万6, 476円、8款予備費は支出はございませんでした。

次のページをお願いいたします。

支出合計 12 億 5,900 万 2,270 円でございます。歳入歳出差引残額 3,518 万 611 円、うち基金繰入金 1,284 万 2,892 円。

平成 30 年 9 月 4 日提出、下仁田町長 原秀男。

次の 218 ページから 243 ページまでの歳入歳出決算事項別明細書につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので省略とさせていただきます。

244 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。介護保険特別会計、1、歳入総額 12 億 9,418 万 2,881 円、2、歳出総額 12 億 5,900 万 2,270 円、3、歳入歳出差引額 3,518 万 611 円、4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額 3,518 万 611 円、6、実質収支額のうち、地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額 1,284 万 2,892 円。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 堀口博志 次に、第 67 号議案 平成 29 年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、第 68 号議案 平成 29 年度下仁田町水道事業会計決算認定について及び第 69 号議案 平成 29 年度下仁田町ガス事業会計決算認定についての提案理由の説明を建設ガス水道課長に求めます。
建設ガス水道課長

(林光一建設ガス水道課長 登壇)

○建設ガス水道課長 林光一 命によりまして、第 67 号議案、第 68 号議案、第 69 号議案をご提案、ご説明いたします。

245 ページをお願いいたします。

第 67 号議案 平成 29 年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により平成 29 年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

次ページをお願いいたします。

平成 29 年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算書、歳入、款の区分と収入済額を申し上げます。1 款分担金及び負担金 798 万円、2 款使用料及び手数料 1,608 万 8,200 円、3 款国庫支出金 2,183 万 6,000 円、4 款県支出金 273 万 9,000 円、5 款財産収入 3,384 円、6 款繰入金 1,585 万 2,333 円、7 款諸収入 51 万 3,861 円、

8款町債160万円、歳入合計6,661万2,778円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、款の区分と支出済額を申し上げます。1款浄化槽整備事業費5,923万9,892円、2款公債費737万2,886円、歳出合計6,661万2,778円、歳入歳出差引残額ゼロ円。

平成30年9月4日提出、下仁田町長 原秀男。

次の250ページから255ページまでの平成29年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書につきましては、さきの全員協議会で説明させていただきましたので省略をさせていただきます。

256ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。浄化槽整備事業特別会計、区分1、歳入総額6,661万2,778円、2、歳出総額6,661万2,778円、3、歳入歳出差引額、4、翌年度へ繰り越すべき財源、5、実質収支額、6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

以上でございます。

続きまして、別冊になりますが、水道・ガス事業決算書の1ページをご覧ください。

第68号議案、平成29年度下仁田町水道事業会計決算認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成29年度水道事業会計収入支出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月4日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

平成29年度下仁田町水道事業決算報告書、収益的収入及び支出でございますが、款の区分と決算額のみ申し上げます。収入、第1款水道事業収益2億8,103万109円。支出、第1款水道事業費用2億8,053万2,125円でございます。

次のページをお願いいたします。

2、資本的収入及び支出でございますが、同じく款の区分と決算額のみ申し上げます。収入、第1款資本的収入8,043万3,393円。支出、第1款資本的支出1億5,712万3,528円でございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,669万135円は当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額3万3,776円、過年度分損益勘定留保資金2,638万8,583円、当年度分損益勘定留保資金5,026万7,786

円で補填した。

7 ページ以降の説明につきましては、さきの全員協議会で説明いたしましたので省略をさせていただきます。

続きまして、ガス事業の37 ページをごらんください。

第69号議案 平成29年度下仁田町ガス事業会計決算認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により平成29年度ガス事業会計収入支出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月4日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

平成29年度下仁田町ガス事業決算報告書、収益的収入及び支出でございますが、款の区分と決算額のみを申し上げます。収入、第1款ガス事業収益2億1,905万1,437円、支出、第1款ガス事業費用1億8,772万2,653円でございます。

次のページをお願いいたします。

2、資本的収入及び支出でございますが、同じく款の区分と決算額のみを申し上げます。

収入、第1款資本的収入ゼロ円、支出、第1款資本的支出3,461万2,699円でございます。資本的収入額が資本的支出額対し不足する額3,461万2,699円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額103万8,711円、過年度分損益勘定留保資金3,104万3,526円、当年度分損益勘定留保資金253万462円で補填した。

43 ページ以降の説明につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げましたので省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 堀口博志 第63号議案から第69号議案の提案説明が終わりましたので、監査委員から監査結果の報告をお願いします。監査委員

(茂木吉成監査委員 登壇)

○監査委員 茂木吉成 監査委員の茂木吉成です。

ご指名を受けましたので、平成29年度下仁田町一般会計特別会計決算及び基金運用状況並びに企業会計決算について審査しましたので、その結果を報告いたします。

去る8月2日、3日、6日までの期間にわたり、岡田監査委員とともに地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された書類を審査いたしました。また、平成19年6月公布された

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく第3条及び第22条の規定による審査もあわせて実施いたしました。

審査の対象でございますが、一般会計及び特別会計においては平成29年度下仁田町一般会計歳入歳出決算書、平成29年度下仁田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、平成29年度下仁田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、平成29年度下仁田町介護保険特別会計歳入歳出決算書、平成29年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算書、平成29年度下仁田町各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、基金運用状況に関する調書等であります。公営企業会計においては平成29年度下仁田町水道事業会計決算書、同じく平成29年度下仁田町ガス事業会計決算書であります。

審査の方法ですが、町長から提出されました平成29年度各会計の決算書類及び附属書類が法令に規定された様式に基づき作成されているか、また計数が正確であるかを確認するとともに、必要に応じて関係職員から説明聴取を受けました。基金運用状況調書につきましては、その計数が正確であるか、また基金が正確に運用されているかなどを主眼にして審査を実施いたしました。公営企業会計においては関係書類が法令の規定に従い作成され、経営成績、財政状態を検証するため、諸帳簿等の突合を実施し、地方公営企業法第3条の趣旨にのっとり事業が運営されているかを主眼に審査し、必要に応じて関係職員から説明を聴取いたしました。

次に、審査の結果でございますが、審査に付された各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び証書類はいずれも法令で示す様式を整え、その計数は正確でありました。予算の執行状況は、以前に比べまして、予算額と支払済額との差額の過大差は見受けられなくなりました。基金について計数及び運用状況は、適正に管理運用されておりました。公営企業会計処理は、企業会計原則に準拠して行われ、その計数は正確であり、各事業の経営成績及び財政状態は適正に表示しているものと認められました。

次に、財政健全化審査につきましては、町長から提出されました健全化判断基準率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類に基づきまして審査をいたしました。また、経営健全化審査につきましても、町長から提出されました資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類に基づきまして審査をいたしました。いずれも適正に作成されており、基準をクリアしております。

審査の概要を次に述べますので、今後の行政執行に留意を願いたいと思います。一般会計、特別会計に共通して言えることは、予算執行においてはさきにも申しあげましたように予算額と支払済額との差額は改善されております。予算の策定に当たっては資料の収集に努め、適正な予算額の計上に努めていただきたい。また、職員全員による税金等の滞納整理により、今後も収納率向上に努めていただきたい。

次に、公営企業会計水道事業につきましては、人口減少に伴い早急な回復は望めない現状下においては経営合理化に向けての人件費の抑制や外部委託の推進、未収入金の早期回収など事務事業の見直しを引き続き徹底し、経営のさらなる安定化に企業努力していただくことを願います。

ガス事業につきましては水道事業同様、人口減少やオール電化の普及に伴う現状下においては経営合理化に向けての人件費の抑制や外部委託の推進、未収入金の早期回収など事務事業の見直しを引き続き徹底し、企業努力していただくことを願います。それと、30年度に向けまして、ガス利用者への安全・安心のガス供給と事業譲渡者への確実な事業継承を行っていただくことをお願いいたします。

最後になりましたが、今後の財政運営につきましては、これまで行ってきた行財政改革に引き続き推進するとともに、効果的な事業運営と健全な財政運営に努め、下仁田町民福祉の向上に一層努力されますようお願いいたします。

以上で下仁田町一般会計、特別会計、公営企業会計の監査意見を申しあげました。よろしくようお願いいたします。

○議長 堀口博志 ここで暫時休憩をいたします。再開は午後1時といたします。
休　　憩 午前11時59分
再　　開 午後　1時01分

○議長 堀口博志 休憩を解いて再開をいたします。

監査結果の報告が終わりましたので、第63号議案から第69号議案に対する質疑に入ります。

質疑に際しましては、会計名とページ数を申し述べていただきますよう、あらかじめお願いをいたします。

それでは質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して第63号議案から第69号議案の7議案について予算決算特別委員会に付託したいと思いますが、

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 堀口博志 ご異議ないものと認め、予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 堀口博志 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
大変ご苦労さまでした。

散 会 平成 3 0 年 9 月 6 日 午後 1 時 0 2 分